

## 宇都宮市新斎場PFI事業者審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における新斎場整備運営事業について、PFI事業者の選定及び事業推進に関する意見の聴取を行うため、宇都宮市新斎場PFI事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について審議及び審査を行い、市長に報告する。

- (1) 実施方針、要求水準及び特定事業の選定に関する事項
- (2) 民間事業者の募集要項及び審査基準に関する事項
- (3) 民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、PFI事業者の選定に必要な学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から事業に係る事業者の選定が終了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要がある場合には、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (委員の責務)

第7条 委員は、公平公正な審査に務めなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、一切当該事案に関する入札等に参加してはならない。
- 3 委員は、職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、市民生活部生活安心課斎場整備推進室に置く。

2 本市が委託したアドバイザー等は、必要に応じて事務局に参加させることができる。

3 事務局は、委員長の指示のもと委員会の事務に関する事項を所管する。

4 事務局は、委員長が統括する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する職務が完了したとき、又は本事業が特定事業に選定されないこととなったとき、その効力を失う。